



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 トーカロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中平 怜
(コード番号: 3433 東証第一部)
問合せ先 専務取締役
管理本部長 太田義人
電話番号 078-411-5561

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式を有する株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株式についての権利の制限)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができ、かつコスト削減に資することができるよう、第 16 条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 310 条第 5 項に従い、株主総会の円滑な運営のため、第 17 条(議決権の代理行使)により代理人の数を規定するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、取締役会の決議方法を必要が生じた場合に書面または電磁的方法により機動的に行なうことができるよう、第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の社外監査役の責任限定規定に従い、社外監査役が期待される役割・能力を十分に発揮することができるよう、第 36 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、合わせて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。

- (2) 会社法第 939 条の規定に基づき、現行定款第 4 条(公告の方法)を日本経済新聞から電子公告に変更し、合わせて不測の事態により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 会社法第 426 条第 1 項の取締役の責任免除規定、会社法第 427 条第 1 項の社外取締役の責任限

定規定に従い、取締役ならびに社外取締役が期待される役割・能力を十分に発揮することができるよう、第 28 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、同規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

（４）会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、監査役が期待される役割・能力を十分に発揮することができるよう、第 36 条（監査役の責任免除）第 1 項を新設するものであります。

（５）上記各変更に伴う条数の変更ならびに定款全般にわたる規定の構成の変更その他一部字句の整備を行なうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
	（機 関）
（新 設）	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	（１）取締役会
	（２）監査役
	（３）監査役会
	（４）会計監査人
（公告の方法）	（公告方法）
第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
（発行する株式の総数）	（発行可能株式総数）
第 5 条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は、40,960,000 株とする。	第 6 条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、40,960,000 株とする。
（新 設）	（株券の発行）
	第 7 条 当社は、 <u>株券を発行する。</u>
（自己株式の取得）	（自己の株式の取得）
第 6 条 当社は、 <u>商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により</u> 、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	第 8 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき</u> 、取締役会の決議をもって <u>市場取引等により自己の株式</u> を取得することができる。
（1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行）	（単元株式数および単元未満株券の不発行）
第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u> は、100 株とする。	第 9 条 当社の <u>単元株式数</u> は、100 株とする。

当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。

（新 設）

（名義書換代理人）

第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録および信託財産の表示またはこれ等の抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、届出等の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。

（株式取扱規程）

第9条 当社の株券の種類および株式の取扱いに関しては、本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

（基 準 日）

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

（単元未満株式についての権利の制限）

第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（削 除）

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集および開催地) 第 11 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 当会社の株主総会は、本店所在地または隣接地のほか、大阪市において招集することができる。 (新 設) (株主総会の招集者および議長) 第 12 条 株主総会は、取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。 (新 設) (議決権の代理行使) 第 13 条 株主またはその法定代理人は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (総会の決議方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってする。 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 15 条 当会社の取締役は 1 5 名以内とする。	(株主総会の招集および開催地) 第 13 条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 (株主総会の招集者および議長) 第 15 条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (総会の決議方法) 第 18 条 (現行どおり) 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 (現行どおり)
--	--

(取締役の選任) 第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役の選任) 第 18 条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> (新 設) (役付取締役) 第 19 条 <u>当会社に取り締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役中から選任する。</u> (取締役会の招集) 第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u> (新 設)	(取締役の選任方法) 第 20 条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> (現行どおり) (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u> (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第 22 条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削 除) (取締役会の招集者および議長) 第 23 条 (現行どおり) (削 除) (削 除) (取締役会の招集通知) 第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の</u>
---	---

(取締役会規程) 第 21 条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (新 設) (取締役の報酬および退職慰労金) 第 22 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 (新 設) 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 23 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。 (監査役の選任) 第 24 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (監査役の任期) 第 25 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する	<u>手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u> (取締役会規程) 第 25 条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第 26 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。 (取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第 29 条 (現行どおり) (監査役の選任方法) 第 30 条 (現行どおり) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業
--	--

定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (監査役会の招集) 第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。 (監査役会規程) 第27条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (常勤監査役および常任監査役) 第28条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。 必要に応じて常任監査役若干名を置き、<u>監査役の互選により定める。</u> (監査役の報酬および退職慰労金) 第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 (新 設) 第 6 章 計 算 (営業年度) 第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (利益配当および中間配当)	<u>年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (現行どおり) (監査役会の招集) 第32条 (現行どおり) (監査役会規程) 第33条 (現行どおり) (常勤監査役および常任監査役) 第34条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u> 必要に応じて常任監査役若干名を置き、<u>監査役会の決議をもって選定する。</u> (監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 (監査役の責任免除) 第36条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第 6 章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。 (期末配当および基準日)
---	--

第 31 条 <u>利益配当金は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払うものとする。</u> <u>当社は取締役の決議により、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 2 9 3 条ノ 5 の定めによる金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</u> （新 設） （配当金等の除斥期間） 第 32 条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>	第 38 条 <u>当社は、毎年 3 月 3 1 日を基準日として定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u> （削 除） （中間配当および基準日） 第 39 条 <u>当社は、毎年 9 月 3 0 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u> （配当金の除斥期間） 第 40 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>
---	--

3 . 日程

平成 18 年 5 月 11 日	取締役会決議
平成 18 年 6 月 22 日	第 55 回定時株主総会付議

以 上